

令和3年第8回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年8月25日(水)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時31分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	出		坂本規男	欠
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		吉田信雄	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年  
 次長 清水周二  
 書記 権田貴大

事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	ただいまから令和 3 年第 8 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、坂本和彦委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。
事務局長	事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和 3 年第 8 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 87 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 3、議案第 88 号から議案第 97 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 4、議案第 98 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	それでは、小和瀬守委員と石田裕司委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案第 87 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	それでは、議案第 87 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 1 ページをご覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 87 号につきまして、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地になります。 申請人はこのあとご審議いただきます議案第 88 号で、親族の自己用住宅の農地転用申請を検討していたところ、申請地を、現在居住している居宅の敷地として、昭和 63 年頃から許可を取らずに使用していたことが分かり、正式に許可を得るため、今回の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎委員	8 月 21 日に、坂本規男推進委員と現地を見てまいりました。この現場は、申請人の住宅の敷地内といいますか、庭先なんですね。三角に残っております、あとは、セメントできれ

	いになっております。
議長	問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声があったら)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 87 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。
議長	(全員举手) 全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 3、議案第 88 号から議案第 97 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 88 号について事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第 88 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地になります。 譲受人は現在、町内の借家に住んでおりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、譲受人の母から、実家に隣接する土地を貸してもらえることとなり、今回の申に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
議長	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
柴崎委員	この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。 柴崎委員。 同じく、坂本規男委員さんと、見てまいりました。庭先に、譲受人の父がおりまして、話を伺いました。現在、畑は、野菜を作っております、きれいになっておりました。
議長	問題ないものと思いますので、よろしくお願ひいたします。 他にご意見はございますか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。
議長	(全員举手) 全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第 89 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 89 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) この後、ご審議して頂く、議案第 90 号の申請地と隣接する農地が、本議案の申請地になり

	ます。 譲受人は現在、○○市に居住しておりますが、寄居町が自然豊かで、交通の便もよく、自己用住宅の建築に適していると思い、検討していたところ、申請地を譲っていただけることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎委員	21日、坂本規男推進委員さんと現地を確認しました。申請地は、旗竿のようにきれいに草を刈っておりました。西隣が家になりますが、東隣が耕作放棄地になってまして、問題はないと思いますので、お願いいいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第89号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第89号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第90号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第90号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 議案第89号の申請地と隣接する農地が本議案の申請地になります。
事務局	譲受人は、県北の社会福祉に役立ちたいと思い、社会福祉事務所の建設を検討したところ、議案第89号の申請地と隣接する土地を譲ってもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、何かご意見はございますか。 柴崎委員。
柴崎委員	先ほどの土地と隣接する土地でございまして、四角に草が残ってはいるんですけども、保全管理されているようでございます。別に問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第90号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第90号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。

	次に、議案第 91 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 91 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、桜沢工業団地の整備に伴い、水路等の撤去により、田としての利用が難しくなるため、今後も農地として利用できるよう、田畠転換の農地改良を行うため、今回の申請に至りました。 田畠転換後、畑作物の栽培を行っていくとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。 柴崎推進委員。
柴崎推進委員	去る、8月 20 日、難しい案件でしたので、農業委員会事務局の方と事前打ち合わせをして、現地調査をしてまいりました。事務局の方から説明があったとおり、桜沢工業団地の敷地に面した所でございまして、これは、企業局が建設している中小前田の工業団地で、一番東側にあたる一部の土地でございます。譲渡人は、桜沢でも一番の農業者でありまして、いろいろ、野菜を栽培している方で、現在は、水田になっていたそうですが、周りが工業団地になったことで、用水路が使えないというような事情があって、これを一時的に盛り土等することで、田を畠にすることだそうです。現地を見まして、工業団地に囲まれていますと、とても水田としての利用はできないと判断しました。やむなく畠に転用し、作物を作ると聞いておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 92 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 92 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。 譲受人は、申請地付近が住環境に適していると考え、申請地である農地と、その他の土地を宅地分譲地として、一体利用したいと考え、今回の申請に至ったとのことです。 計画の総面積は 2,469.21 m <sup>2</sup> ありますが、その内、農地は 422 m <sup>2</sup> となります。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
事務局	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さん、ご意見ございますか。

	八木委員 八木委員	<p>八木委員。</p> <p>8月23日、11時から、1時間ほど譲渡人の次女と現地を確認させていただきました。</p> <p>こちらの面積が多い、(譲渡人の名前)の土地なんですけども、ご高齢ということで、既にここの居宅には住んでおらずに、施設に入っておられるということでございます。</p> <p>(譲渡人の名前)のお子さんが3名いらっしゃいまして、いずれも遠隔地に住宅を持っておられまして、仮にお父様が亡くなられても、ここを相続して住むというような考えはないということで、早めに処分したいというようなことであります。</p> <p>現在は残った住宅が建っておりまして、庭には家庭菜園みたいなものもありまして、次の方方が耕作をしてたような状況であります。</p> <p>それと、上の図面で見ていただくと、丸で囲われた南東の端に四角が書いてありますけども、昔、(譲渡人の名前)が工場を経営しておりまして、その作業場が後に、剣道場になったようでしたが残っておりまして、その絵でございます。</p> <p>現況、宅地というのは、そういうことですけども、8月23日に現地確認した際は、既に建物の関係は取り壊しの工事をしております、もし、農転しないで建物が建っておったということであれば、一筆入れて頂いて、その辺りのことは必要でないかと思います。</p> <p>いずれにしましても、進入が難しいところで、不動産業者が入って、まとまった土地利用計画を立てて、道路等も整備されたほうが有効利用できると思いましたので、今回の案件について問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長		事務局は、追加説明はありますか。
事務局		事務局。
議長		先ほど、建物が建っていたということで、違反の状態であったのではないかということをございましたが、転用の申請にあたりましては、計画者に違反があった場合には、転用は許可できないということがあります。今回は譲渡人の方になりますが、ただ、違反ということで、県と確認しながら、手続きを行ってまいりますが、基本的には、計画者に違反がなければ転用は進められるということになっております。
議長		他にご意見はございませんか。
議長		(委員の中から、「なし」の声)
議長		よろしいですか。それでは採決いたします。
議長		議案第92号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局		(全員挙手)
事務局		全員賛成ですので、議案第92号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局		次に議案第93号について、事務局の説明を求めます。
事務局		議案書の3ページをご覧ください。
事務局		それでは、議案第93号につきまして、ご説明申し上げます。
事務局		(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 本議案に関しましては、事前に審議用資料をお送りさせていただきましたが、議案書と合わせて、ご確認願います。
		譲受人は土木工事業を営んでいますが、新たに農業事業へ参入することを検討していたところ、栽培方法を教えていただける人がいることや、寄居町の気候に適している考え、醸造用ぶどうの栽培を計画しました。申請地は草木が繁茂し、かなり荒廃しておりますが、日当たりもよく、まとまった土地であり、改良すれば農地に適していると考え、今回の申請に至

	<p>ったとのことです。申請地に繁茂する草木を除去し、土を搬入して耕作しやすい農地とする計画です。申請地内に通っている町の道水路については、盛土前に官民境界確認を行い、位置図を作成しておき、盛土終了後には必ず境界杭を再現することで、町の同意を得ています。</p> <p>また、20,000 m<sup>3</sup>超の土を搬入することから、県の土砂条例の対象にもなりますが、許可の見込みがあることを県の北部環境管理事務所に確認しております。</p> <p>なお、転用後は、当該農地を譲受人が利用権設定により借り受け、ぶどうを栽培するということで、営農計画書も提出されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
須賀推進委員	<p>須賀推進委員。</p> <p>93号について報告いたします。8月20日金曜日に、地元委員の3名と事務局1名で調査を行ってきました。事務局に依頼した理由は、当案件は地主が9人、計14筆で、総面積が6,827m<sup>2</sup>の広さ、さらに農地改良ということで、詳細な説明及びアドバイスや、相談のために依頼しました。</p> <p>なお、現地については、長年にわたり耕作している様子はなく、樹木が繁茂している状態です。申請事由等、その他詳細につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございますが、今後は、工事の進捗状況を見守ることが大切だと考えられ、現時点では問題ないものと考えますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
内田委員	<p>内田委員。</p> <p>土の量ですか、資料だと20,197 m<sup>3</sup>とあるんですが、これはダンプが何台くらいなのか、年数はどれくらいかかるのですか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>まず、資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>審議用の資料、計画全体面積が確認中でございましたが、本日、報告がありまして、8563.62m<sup>2</sup>、農地以外の道水路全体を含めた面積ということで確認しました。</p> <p>また、工事計画の欄、搬入土について、20,127 m<sup>3</sup>と書いてありますが、24034.8 m<sup>3</sup>に訂正がございましたので、訂正をお願いいたします。</p> <p>ご質問の件ですが、当初の計画量ではありますが、1日あたり、ダンプ25台分、合計110m<sup>3</sup>、一ヶ月の稼働日を20日と考え、およそ183日かかります。月換算にしますと、およそ9か月ちょっとの計画になります。</p>
議長 内田委員	<p>内田委員。</p> <p>分かりました。</p> <p>ただ、今まで農地改良というので、以前の農業委員さんのことまで言うわけではないですが、工事が完了したら、草が茂っているような改良も結構あるんですよね。そういう面で、いくら県がよいと言っていても、案がしっかりと出来ているのかどうか、お聞きしたいのですが。</p>
議長	<p>事務局。</p>

事務局	農地改良が終わりましたら、申請人がぶどう畑として、栽培を行うという計画になっておりまして、営農計画の提出もございます。
議長	石澤委員
議長	搬入の場所といいますか、どのようなルートで土を搬入するのか、路面も軟弱なところもございますので、関係部局との調整もよろしくお願ひいたします。
議長	事務局
議長	その点も、町の建設課と協議をしておりまして、搬入に関しましては、搬入する土のある場所から、定められたルートで搬入することとする同意を得ております。
内田委員	他にございますか。
内田委員	内田委員
内田委員	休耕地が多い中で、これが成功すれば、大変結構なことだと思います。
内田委員	ただ、今までそういう所を埋め立てた後、一時的には苗を植えるが、そのままのような事例も見てきています。そういう際の指導ができるようにしていただき、このような計画が成功できるようにしていただきたいと思います。
議長	事務局。
事務局	改良後は、毎年の農地利用状況調査等もおこなっておりますので、こうした中で、状況を確認して頂き、荒廃しているようであれば、指導をおこなう形になると考えられます。
議長	柴崎推進委員
柴崎推進委員	今回の大規模な農地改良は、非常に結構なことだと思いますが、申請事由が使用貸借ということで、万が一、適切な管理がされないということがあった場合、地主にも責任があるのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	詳しくは確認が必要ですが、所有者としての責任はあると考えます。
議長	他に何かございますか。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第 93 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第 94 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 94 号につきまして、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は町内の貸家に暮らしておりますが、将来においては親から独立し、農業を継承しようと考え、自己用住宅の建築を検討したところ、譲渡人である父から土地を貸してもらえることとなり、今回の申請に至ったのことです。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。
事務局	なお、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。

	説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
吉田推進委員	吉田推進委員。 22日の日曜日、石澤委員、内田委員、わたくしの3名で現地確認を行いました。 現地周辺には住宅等も多く、何ら問題ないと思われます。
議長	よろしくお願ひいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第94号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第94号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第95号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第95号につきまして、ご説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、令和2年第2回農業委員会総会でご審議していただき、隣接する農地を転用し、令和3年5月より、寄居営業所の稼働を開始しましたが、新規輸送事業の開始や、他県等の営業所から寄居営業所への車両の移転などにより、新たに駐車場敷地が必要となり、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。
	説明は以上でございます。
議長	この件について、地元委員さんのご意見をお願いいたします。
石澤委員	石澤委員。 去る、22日に、内田委員、吉田推進委員、3人で現地調査をしてまいりました。図面にございます、(譲受人の名前)は5月に創業が開始されており、この会社の大きなトラックの専用駐車場を、この斜線の部分に設けたいというところでございます。
	申請地は南と東に向いて、傾斜地になっていまして、兼ねて農地利用状況調査では、荒地であったわけですけども、こういう形での有効活用されることについては、非常によいのではないかと思い、現地を見てまいりました。
	(譲受人の名前)については、ホンダ寄居工場に収めるべき部品の、輸送工場として活躍されているとのことであります。現地調査の結果、農地転用については問題ないものと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第95号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第95号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
	次に議案第96号について事務局の説明を求めます。

事務局	議案第 96 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) ○○区公会堂は平成 12 年に建築後、現在まで利用されてきましたが、駐車スペースが 4 台程度しかなく、区の 4 役以外は徒歩や自転車等で利用しているのが現状で、建築当時から駐車場を何とかしたいと考えていたところ、公会堂と隣接する農地を譲り受けることができ、また、地縁団体の認可を受けることにより、土地取得を区で行えることになったため、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、ご意見をお願いいたします。 石澤委員。
石澤委員	この案件も、22 日に 3 人で現地調査を行なってまいりました。 只今の事務局の説明どおり、○○区公会堂の建設以来、駐車場をどうにかしたいと難渋していたと伺っております。図面のこの宅地の囲まれた斜線の部分でございますが、今回、駐車場敷地として取得したいとのことであります。現地状況は、このような状況ですので、農地転用については特に支障はないと判断いたしますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 96 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 96 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 97 号について、事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 97 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、八高線用土駅と松久駅間付近の配水管布設替え工事に伴い、資材置き場等として利用したく、今回の一時転用の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号、口、(1) の不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。 新井委員。
新井委員	8 月 22 日に、小淵推進委員、關谷推進委員、新井で、現地調査及びヒアリングを行いました。 今、事務局からの説明がありましたが、八高線の線路の下を潜る工事をするために、資材置き場や待機所の敷地ということでの利用とのことで、問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
議長	(全員举手)
	全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第 4、議案第 98 号、農用地利用集積計画による利用権設定についてを議題といたします。
	それでは、議案第 98 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページをご覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条、第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。
	それでは、議案第 98 号につきまして、ご説明申し上げます。
	借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 8 人です。
	貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 13 人です。
	合計 59 筆で、26,775 m <sup>2</sup> 、そのうち、田が 4 筆で、2,490 m <sup>2</sup> 、畑が 52 筆で、24,285 m <sup>2</sup> となります。
	なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 98 号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
議長	(全員举手)
	全員賛成ですので、議案第 98 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありましたら、お願いいいたします。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
	事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご報告いたします。
	次回の総会ですが、9 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	繰り返し申し上げます。9 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	以上、よろしくお願いいいたします。

議長 事務局長	それでは他に無いようですので、令和3年第8回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)
------------	--

署名委員の決定について議長指名により

小和瀬 守 委員 石田 裕司 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年8月25日

議 長

室 因 重 雄

委 員

小 和 瀬 守

委 員

石 田 裕 司